

第4章

環境と共生する快適なまちを形成する ～環境とまちづくり分野～

- 1 みどり豊かなまちをつくる … 160
- 2 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる …… 163
- 3 良好な地域環境をつくる …… 171
- 4 地域特性に合ったまちづくりを進める …………… 176
- 5 災害に強く生活しやすいまちをつくる …………… 180
- 6 良好な交通環境をつくる …… 187
- 7 安心して生活できる住まいづくりを進める …………… 196



区役所本庁舎「みどりのカーテン」

1 みどり豊かなまちをつくる

(1) ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる

●保護樹木・樹林、憩いの森・街かどの森

貴重なみどりを保護するために、地上からの高さが1.2mにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木を「保護樹木」、面積が300㎡以上の樹林を「保護樹林」に指定している。平成26年4月1日現在、樹木を1,212本（うち民有の樹木1,023本）、樹林を73か所、191,212㎡（うち民有の樹林45か所、140,876㎡）指定している。

また、樹林地を区が所有者から借り受け、区民に開放する「憩いの森」（1,000㎡以上）は43か所107,469㎡、「街かどの森」（300㎡以上1,000㎡未満）は5か所2,983㎡開放している。

●みどりの保全と創出

区は、平成18年12月に「みどり30推進計画」を策定し、今の子どもたちが社会の中心となって活躍するおおむね30年後に緑被率を30%とすることを目指している。

19年12月には、これまでの「みどりを保護し回復する条例」にかえて、「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を定めた。この条例では、区民、事業者、区の協働により、みどりを愛し守りはぐくむことを基本理念とし、みどりを取り巻く状況の変化にあわせ、新たな制度を設けている。

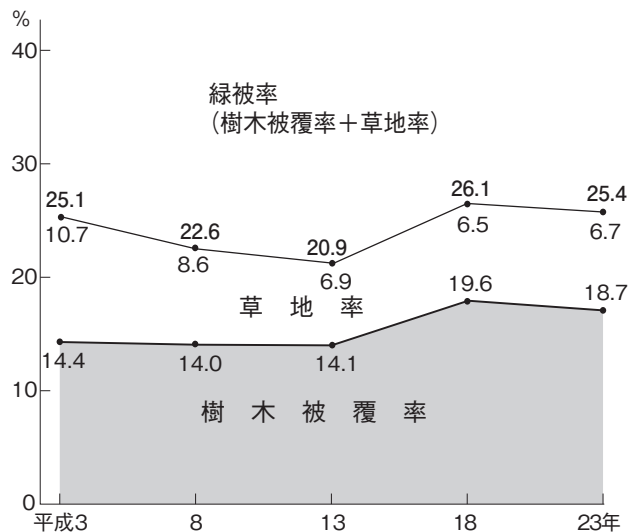
21年1月には、みどりに関する総合的な計画である「練馬区みどりの基本計画」を改定した。これまでの計画を更に発展させ、みどりの将来像を「みどりを愛しいのちを守りはぐくむまち ねりま」とした。

- ・区民みんなでみどりを愛しはぐくみます
- ・いのちをはぐくみます
- ・郷土のみどりを継承します
- ・新しいみどりをひろげます
- ・みどりと水のネットワークをつくります

という5つの基本方針のもとに施策の体系を示し、これに沿って事業を展開している。

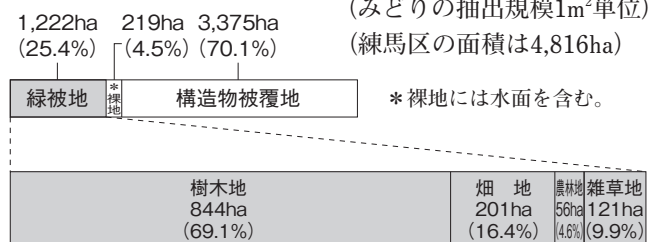
25年3月には「みどり30推進計画（第二期事業計画）」を策定し、緑被率を増やす取組に加え、緑被率の向上には貢献しにくい、ヒートアイランド現象の緩和等に効果大きい、生け垣化や壁面緑化等の取組についても更に進めていくこととした。

緑被率の経年変化



※平成18年度の緑被率は従来より精度の高い計測方法により計測した数値である。

緑被地の種類別内訳



●進む公園の整備

誰もが自由に利用できる身近なみどりの空間が公園である。区内の公園は、平成26年4月1日現在、規模の大きな都立公園4園を含め654園に達し、その面積は2,053,335.35㎡（区総面積の4.3%）である。区民一人当たりの公園面積は2.88㎡で、昭和45年に比べると3.9倍になっている。都市公園（児童遊園を除く。）に限った場合では、その面積は1,963,037.56㎡で区民一人当たりの面積は、2.76㎡である。

練馬区立都市公園条例では、区民一人当たりの都市公園の標準面積を5㎡と定めているが、まだ及んでいないのが現状である。

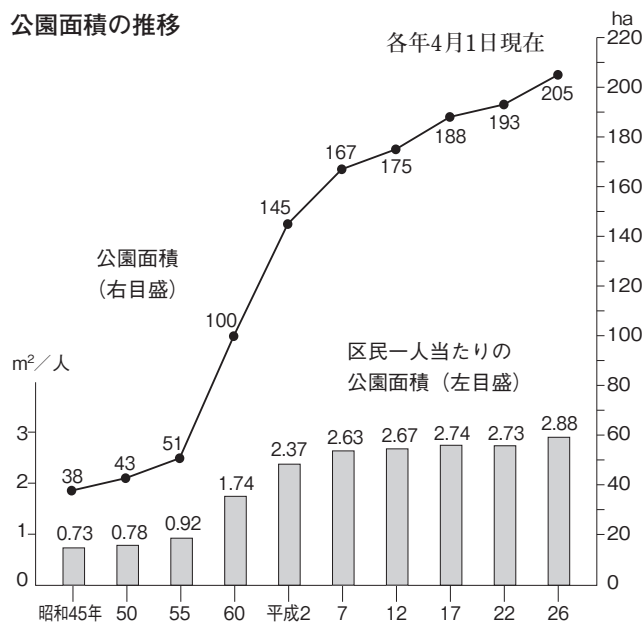
区では、「みどりの基本計画」における区民一人当たりの公園面積（児童遊園を含む。）6㎡を目指し、今後も地域の特性を活かし、区民が安心して楽しく憩える公園の整備を進めていく。

公園の現況

平成26年4月1日現在

種類	数	面積
	か所	m ²
都立公園	4	1,059,970.76
区立公園	201	764,099.48
区立児童遊園	217	90,297.79
区立緑地緑道	229	129,428.32
区立市民農園	3	9,539.00
計	654	2,053,335.35
区民一人当たり		2.88
(うち都市公園)		(2.76)

公園面積の推移



●区立公園等の維持管理

東部・西部公園管理事務所において、区民が快適に公園を利用できるよう、清掃、樹木せん定、遊具等の保守点検などの維持管理を行っている。

平成25年度には、長期的な公園機能の安全性の確保や、補修および更新費用の平準化等を目的とした「練馬区公園施設長寿命化計画」を策定し、遊具等についてこれまでの事後保全的な管理から予防保全的な管理へ方針を転換した。

●練馬区水辺ふれあい計画

区では、21世紀を展望した豊かな水辺環境を実現するため、平成元年度に「練馬区水辺ふれあい計画」を策定した。この計画を踏まえ、大泉井頭公園では白子川と一体的な整備を行い、石神井川の都営南田中団地付近では緩傾斜護岸が実現した。13年度には、生態系保全や親水という視点から、「練馬区水辺ふれあい計画」を改定し、白子川の大泉橋戸公園の整備が行われた。

さらに、19年度には、石神井川や白子川の河川整備工事の完了を始め、徐々に変化を遂げている水辺環境を反映させた改定計画を策定した。

●出生記念苗木配布

出生を記念し苗木を配布することにより、みどりに対する意識の向上、啓発を図っている。平成25年度は1,607本の苗木を配布した。

●みどりの街並みづくり事業

区では、みどり豊かで潤いのある街並みを形成するために、みどりの街並みづくり事業を実施し、生け垣化や屋上緑化、沿道緑化等に要する経費の一部を助成している。

「生け垣化助成」は、震災時の安全確保の目的を兼ねており、ブロック塀を生け垣に作り替える際には、生け垣の設置のみならず、ブロック塀の撤去経費も助成対象としている。平成25年度は19件、総延長218.1mの生け垣に助成した。

「屋上緑化助成」は、民間建築物の屋上に新たな緑化空間を創出する事業に対して助成している。25年度は2件、面積50.74m²の緑化に助成した。

「沿道緑化助成」は、住宅の道路に面した部分を対象として緑化に要する経費を助成している。緑化に要する舗装の撤去経費も助成の対象としている。25年度は6件、面積33.5m²の緑化に助成した。

●緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じてみどりを確保するため、緑化に関する事前協議をしなければならない。平成25年度は、問合せが2,448件、事前協議申請が672件あった。

●樹木等伐採の届出

規則に定める基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければならない。また伐採したときは代替の植栽に努めるものとしている。平成25年度は52件の届出があった。

●公共施設の緑化

ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー化に向けて、平成25年度には、新たにみどりのカーテンを4施設に設置し、敷地内の緑化を5施設で実施した。

(2) みどりを愛しはぐくむ活動を広げる

●練馬みどりの葉っぱい基金

練馬のみどりを区民みんなで愛し育んでいくために、平成16年10月、区は「練馬みどりの葉(は)っぱい基金」(条例名称：練馬区みどりを育む基金)を設置した。基金は寄付金と区の積立金からなり、①樹林地など貴重なみどり資源の保全や取得、②民有地の緑化の推進やみどりの普及・啓発、③みどりのボランティア活動への支援・助成などのために活用する。26年3月31日現在の基金額は695,150,000円である。

また、基金のPRキャラクターである「びいちゃん」を活用し、みどりを育む心を醸成するため、「びいちゃんファンクラブ」を24年6月に設立した。26年3月31日現在の会員数は、549名である。

●練馬みどりの機構

平成18年3月に「練馬みどりの機構」が任意団体として活動を開始し、21年4月に一般財団法人格を取得、22年4月に都市緑地法に基づく緑地管理機構に指定された。機構は、屋敷林や雑木林・農地などの練馬らしいみどりを媒介とした地域コミュニティの形成を目指すとともに、みどりの情報ネットワークを構築し、区民・区内事業者そして区の三者の協働により、区内のみどりの保護と保全、育成および活用ならびにみどりの創造に寄与することを目的としている。

25年11月2日に区と練馬みどりの機構は、練馬らしいみどりの普及啓発と練馬みどりの機構の周知を目的に、「身近に森・みどりのある暮らし『ねりま葉っぱいライフ』」と題して練馬らしいみどりの保護、活用、継承を考えるシンポジウムを実施した。パネリスト5名を中心に約70名の参加者を交えた討議を行った。

●みどりの協定

区では、現存するみどりの保護と失われたみどりの回復を図るため、様々な施策を行ってきた。みどり豊かな環境をつくるため、今後も公共施設の緑化にとどまらず、民間施設についても緑化を推進する施策を継続して展開していく必要がある。

このため、一定の地域の区民と区が協定を結び、地域の緑化を進めている。平成26年3月31日現在、18地域で協定が結ばれており、苗木の配布によるまちの緑化・美化が行われている。

員会は区長の附属機関として設けられ、区の緑化行政に種々の提言を行っている。一方、区民公募による緑化協力員は、それぞれの地域で自主的に活動し、地域の核となって緑化運動を行っている。

●花とみどりの相談所

花とみどりの相談所では、みどり豊かなまちを実現するため、みどりに関する講習会や展示会等の開催や、植物の栽培・管理について園芸相談を受け付けているほか、みどりに関わる活動を行っている区民サークルを支援するための施設の貸出し等、みどりに関する知識の普及や緑化についてのPRを行っている。

また、相談所の周囲には、来所する区民がみどりに親むことができるよう花壇やバラ園等を管理しており、年間を通して四季折々の花を楽しめる。

平成25年度の相談件数は3,364人であった。また、講習会等の開催は延べ75回、参加者は2,561人であった。

みどりの協定締結地区 平成26年3月31日現在

名	称
旭町二丁目町会	
上石神井町会	
石神井町一丁目東町会	
城南住宅組合	
中里泉地区	
早宮三、四丁目町会	
石神井台中央町会	
西大泉連合町会	
ルミエール豊玉管理組合	
仲町五丁目町会	
光が丘パークタウンいちょう通り東第二団地管理組合	
ファミリー成増グランデージ管理組合	
石神井小関町会	
石神井台沼辺町会	
中村東町会	
光が丘パークタウンいちょう通り東第一団地管理組合	
仲一自治会	
都民住民コートビレッジ	

●緑化委員会・緑化協力員

区民参加によるみどりの保全と創出を図るため、「緑化委員会」「緑化協力員」の制度を設けている。緑化委